

～畜産安心ブランド生産農場認定事業～

〔HACCP〕方式を取り入れた
安全・安心な県産畜産物を消費者に
提供します。

安全・安心かつ高品質な食品に対する消費者ニーズが高まっている中で、健康な家畜を飼育し安全な畜産物を供給するために、HACCP方式の考え方に基づく衛生管理手法を畜産農家に普及・推進し、本方式を導入した農家を「畜産安心ブランド生産農場」として認定し、消費者に対し安全・安心県産畜産物の供給体制を確立するとともに、県畜産物の消費拡大を図ることを目的した事業が開始されました。

当協会では県の補助事業により、平成15年度からクリーンポーク生産農場を、平成17年度からは全畜種を対象とし畜産安心ブランド生産農場の認定を実施しております。

畜産安心ブランド生産農場の認定

協会に認定を申請できる農家は、管理獣医師が定期的に指導を実施し、HACCP方式の考え方に基づく衛生管理手法を導入し、家畜を飼養している農家です。

I 畜産安心ブランド生産農場認定委員会

(1) 認定委員13名(学識経験者、消費者代表流通関係者、生産者団体等)

(2) 審査項目、認定基準等

衛生管理、飼養衛生プログラム、医薬品の適正投与記録、注射針の管理、飼料の適正給与、畜産環境対策

(3) 認定農場の名称

①乳用牛：クリーンミルク生産農場

②肉用牛：クリーンビーフ生産農場

③豚：クリーンポーク生産農場

④採卵鶏：クリーンエッグ生産農場

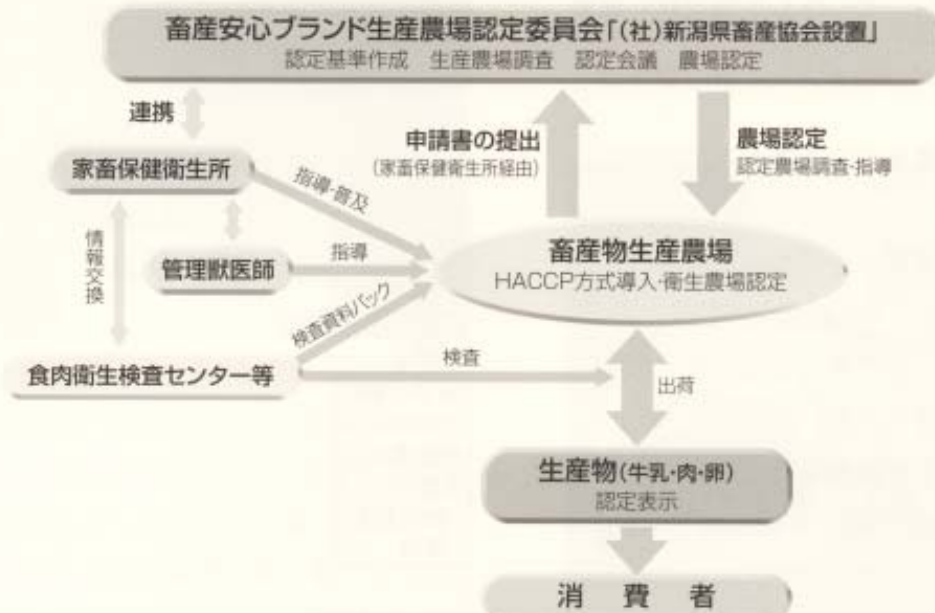
⑤肉用鶏：クリーンチキン生産農場

(4) 認定農場数(平成17年度)

畜種	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	計
農場数	10	55	13	14	92

(5) 認定期間 3ケ年

畜産安心ブランド生産農場認定事業の仕組み



畜産安心ブランド生産農場認定マーク

この度、当協会では畜産安心ブランド生産農場認定マークを定めましたので、つきましては、認定を受けた農場が、畜産安心ブランド生産農場であることを宣伝等に使用する場合は、協会長と宣伝内容等を事前に協議することになっていきますので、次の協議事項を厳守して下さい。



新潟県畜産協会認定

宣伝内容等の事前協議

- 1 認定を受けた農場が、畜産安心ブランド生産農場であることを宣伝に使用する場合は、協会長と宣伝内容等を事前に協議すること。
 - 2 協会長が定めた畜産安心ブランド生産農場認定マークの使用について
 - (1) 畜産安心ブランド生産農場は、協会長が定めたマークを宣伝等に使用することができる。
 - (2) 生産物（商品）にマークを使用する場合は、認定農場（グループ）と流通加工業者等との間で、確認書を交わし、その写しを協会長に提出すること。
 - (3) 確認書の内容
 - ① マークは認定農場の生産物のみを使用する旨の記載
 - ② 販売店舗の名称及び住所の一覧
- 注：「畜産安心ブランド生産農場」認定マーク使用確認書（例）を準備しておりますので必要な方はお問い合わせ願います。
- (4) 畜産安心ブランド生産農場認定マークを使用する場合は、マーク外に必ず社団法人「又は(社)」新潟県畜産協会認定の文字を挿入すること。

牛飼養者の皆様へ 死亡牛の検査と処理について

平成18年4月1日から死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業の補助内容（輸送費、処理費）が次の様に変更になります。

- 1 24か月齢未満の死亡牛の輸送と処理を促進するための国の補助がなくなります。
- 2 BSE 検査を実施する24か月齢以上の死亡牛については、輸送費、処理費及びBSE 検査費は従来どおり、生産者に対し国の補助があります。
- 3 生産者が24か月齢以上の死亡牛について、補助事業を受けるためには、「死亡牛処理整理票」に必要事項を正確に記入して、従来どおり新潟県化製興業へ提出する必要があります。
- 4 その他

生産者等は、飼養している牛が死亡した場合は、月齢に関わらず、全て（独）家畜改良センターに届出をする必要があります。また、24か月齢以上の死亡牛の場合は、家畜保健衛生所にも届出をする必要があります。

5 死亡牛検査処理フローチャート

